

【声明】

「中間指針」の「見直し」を求める—最高裁決定を受けて

福島原発事故賠償問題研究会

代表：吉村良一（立命館大学名誉教授）

2022年4月3日

最高裁は3月2日、7日、30日に、福島原発事故賠償に関する東電の上告受理申立を斥けて、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟（以上、第2小法廷関係）、避難者訴訟、小高に生きる訴訟、中通り訴訟（以上、第3小法廷関係）に関する東電の責任を確定させた。これら7つの判決は、内容は異なるものの、いずれも、原子力損害賠償法18条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が定めた「中間指針（追補を含む）」の水準を上回る損害賠償を認めている。

「中間指針」は、事故後の早い時期に、「避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などの被害者らの生活状況は切迫しており、このような被害者を迅速、公平かつ適正に救済する必要がある」という「事情にかんがみ、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示することとし、可能な限り早期の被害救済を図ることとした」とされている。

その後、時間が経過するにしたがって、新たな被害も明らかになり、また、避難の長期化や周辺地域の生活環境の回復の遅れなど、「中間指針」策定当時には予想できなかった事態の推移が見られる。最高裁が確定させた各判決が「中間指針」を超える賠償を認めたのは、このような事態とその深刻さを訴訟の中で原告側が主張立証し、裁判所がその一部を認めた結果である。だとすれば、そのような判断を踏まえて、「中間指針」を「見直す」ことは当然のことではないのか。これまで原賠審は、指針を上回る賠償を認容する判決が相次いでも、確定するまで状況を見守るという姿勢をとっていたが、確定判断が出た段階で、「中間指針」の「見直し」に着手すべきである。その際に重視すべき点は、最高裁決定を踏まえるならば、さしあたり、以下の点である。

- ①避難区域外避難者（「自主避難者」）・「滞在者」の賠償の「見直し」（賠償額と賠償対象区域の「見直し」）を行うこと。
- ②ふるさと喪失・変容損害や避難を余儀なくされたことによる慰謝料等の、「中間指針」には含まれていない損害項目の取り込みを行うこと。
- ③原賠審は「責任」の問題を棚上げしていたが、控訴審判決では、東電の責任（義務違反）の重大さが指摘され、それが、慰謝料額の算定において考慮されている。この点を踏まえること。

さらに加えて、以下の点に留意すべきである

- ④この間、ADRにおいて和解事例が積み上がってきており、また、ADRによらない和解事例も多く存在する。これまでの下級審での裁判例に加えて、これらの和解事例について、その意義と限界の整理分析も重要である。
- ⑤和解の指針を作る場合、両当事者の意見を聞くことは当然のことであるが、中間指針と追補の策定過程では、その点で不十分さがあった。「見直し」を行うにあたっては、これまで欠けていた被災者の声を反映させる仕組みをつくる必要がある。
- ⑥この間、この問題に取り組んできた経済学・社会学・医学・心理学・法学等の調査研究によって明らかとなってきた専門知を踏まえた検討を行うべきである。

当研究会は、事故後の2013年に日本環境会議の下の研究會として発足し、法律学・経済学・社会学等の様々の分野の研究者と実務家が協力して、福島原発事故による被害の回復に向けた研究活動を行い、『福島原発事故賠償の研究』（2015年、日本評論社）、『原発事故被害回復の法と政策』（2018年、日本評論社）といった成果も生み出してきている。

当研究会としても、今回の最高裁の決定を受け止め、今後、これまでの研究成果の上に立って独自の検討を進め、「見直し」にあたって留意すべき点や「見直し」の方向・内容について、早期に、提言を行うことにしたい。

以上

本件に関する問い合わせ先

(連絡担当) 東洋大学教授 大坂 恵里

〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20

TEL : 03-3945-7888

Email : osaka@toyo.jp